

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和6年11月18日
磯子警察署 生活安全課

令和6年10月末現在

暫定値		令和6年10月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	カード詐欺 キャッシュ	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他
区内全域	令和6年	492	4	37	28	24	4	309	4		17	114	18	14	47	95	29	14	15	85
	令和5年	475	1	41	27	19	8	323	8	2	4	111	14	18	78	88	8		8	75
	増減	17	3	-4	1	5	-4	-14	-4	-2	13	3	4	-4	-31	7	21	14	7	10
磯子	令和6年	61	1	7	7	5	2	33			3	14		1	8	7	6	3	3	7
	令和5年	58		3	1	1		39	3			10	3	1	16	6	2		2	13
	増減	3		4	6	4	2	-6	-3		3	4	-3		-8	1	4	3	1	-6
磯子台	令和6年	6		1	1	1		3				1				2	1	1		2
	令和5年	3		1																
	増減	3			1	1		3				1				2	1	1		-2
鳳町	令和6年	0																		
	令和5年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和6年	39		1	1	1		31	1		4	8	5		3	10	2	2		4
	令和5年	26		2	5	4	1	15	1	1		1	1	2	2	7				4
	増減	13		-1	-4	-3	-1	16		-1	4	7	4	-2	1	3	2	2		
上町	令和6年	2	1					1			1									
	令和5年	1						1				1								
	増減	1	1								1	-1								
上中里町	令和6年	6						3			1		1			1				3
	令和5年	11		1	1		1	9				3	1	1	1	3				
	増減	-5		-1	-1		-1	-6			1	-3		-1	-1	-2				3
栗木	令和6年	3						3					1			2				
	令和5年	11		2	3	3		6					1		1	4				
	増減	-8		-2	-3	-3		-3							-1	-2				
坂下町	令和6年	3						3				2				1				
	令和5年	1						1				1								
	増減	2						2				1				1				
汐見台	令和6年	10			1	1		6						1		5	1		1	2
	令和5年	6			1	1		3						2			1			2
	増減	4						3						-1		5	1		1	
下町	令和6年	3						3					1			2				1
	令和5年	3						2				2								
	増減	0						1				-2	1			2				-1
新磯子町	令和6年	4	1	1																2
	令和5年	0																		
	増減	4	1	1																2
新杉田町	令和6年	18		3				11				7			1	3				4
	令和5年	11		1				9			1	3			1	4				1
	増減	7		2				2			-1	4				-1				3
新中原町	令和6年	0																		
	令和5年	0																		
	増減	0																		
新森町	令和6年	0																		
	令和5年	1																		1
	増減	-1																		-1
杉田	令和6年	75		8	6	5	1	38				11	1	1	12	13	5	2	3	18
	令和5年	89		11	1		1	67					2	25	1	4	21	1	1	9
	増減	-14		-3	5	5		-29				-2	-14		-3	-9	-1	2	2	9

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覽

令和6年10月末現在

暫定値		令和6年10月末現在																			
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他	
																					令和6年
杉田坪呑	令和6年	0						2													
	令和5年	2						2													
	増減	-2						-2													
滝頭	令和6年	20		2				15			3	4	3	2		3					3
	令和5年	12		2				5		1	1	1	1		1		1		1		4
	増減	8						10		-1	3	3	2	1		2		-1		-1	-1
田中	令和6年	5			1	1		4			1	3									1
	令和5年	6		2				3				3									
	増減	-1		-2	1	1		1			1										-1
中浜町	令和6年	2						2				2									1
	令和5年	2						1								1					1
	増減	0						1								-1					-1
中原	令和6年	25		1	2	2		14			1	4	2		2	5	2	2			6
	令和5年	17		3	2	2		9			5	1			2	3					3
	増減	8		-2				5			1	-1	1		2	2	2	2			3
西町	令和6年	12		1				11				7	1			3					3
	令和5年	16		2				10	1			6		1	2	3	1		1		3
	増減	-4		-1				1	-1			1	1	-1	-2	3	-1		-1		-3
原町	令和6年	3		2				1								1					2
	令和5年	4			1	1		1								1					2
	増減	-1		2	-1	-1															-2
馬場町	令和6年	2						1				1									1
	令和5年	3			1	1		1				1									1
	増減	-1			-1	-1															
東町	令和6年	18		2				13				11			1	1	1	1			2
	令和5年	10						8				5	1		1	1					2
	増減	8		2				5				6	-1								2
久木町	令和6年	12	1	2				4					1		1	2	1	1			4
	令和5年	7			1	1		6					1		2	3					4
	増減	5	1	2	-1	-1		-2							-1	-1	1	1			4
水取沢町	令和6年	3						3	1					2							
	令和5年	1						1						1							
	増減	2						2	1					1							
広地町	令和6年	5						1				1					1		1		3
	令和5年	5		1				2							2						2
	増減	0		-1				-1							-2						1
丸山	令和6年	25		1	2	1	1	19			2	9		3		5	3			3	3
	令和5年	20		3	1	1		13	1			5	1		2	4	1			1	2
	増減	5		-2	1		1	6	-1		2	4	-1	3	-2	1	2			2	-2
峰町	令和6年	2						2													1
	令和5年	1																			1
	増減	1						2													-1
森	令和6年	61		2	2	2		44	1	1	13		1	10	18	2	1	1		11	
	令和5年	61		3	1		1	43	2		10		1	17	13	1		1		13	
	増減	0		-1	1	2	-1	1	-1	1	3			-7	5		1	1		2	
森が丘	令和6年	1						1						1							1
	令和5年	5						1													4
	増減	-4						-1						-1							-3
洋光台	令和6年	66		3	5	5		40	1		16	2	3	9	9	4	1	3		14	
	令和5年	82		5	8	4	4	65			27	2	3	10	23	1		1		3	
	増減	-16		-2	-3	1	-4	-25	1		-11			-1	-14	3	1	2		11	

不審な電話

は詐欺だけじゃない!

強盗事件 各地で発生中!!!

「家にお金いくら置いてある?」

「いつ家にいる?」

などの質問には、答えないで!

電話を切って、すぐ 110番



- ・留守番電話機能の活用
- ・在宅時も必ず施錠
- ・来訪者はドアスコープなどで確認
- ・自宅に多額の現金を保管しない
- ・窓に防犯フィルムや補助錠、庭にセンサーライト・防犯カメラを設置



POLICE

POLICE

POLICE

それって ^{やみ}闇バイト かも?!
犯人グループは「犯罪の実行役」を募集しています

犯罪には 手を出さない



- ◎ 荷物を受け取るだけ
- ◎ 荷物を運ぶだけ
- ◎ 短時間で高収入
- ◎ 即日入金



部品とは？



窓ガラスやサッシなど、商品ごとに定められた試験を行い、

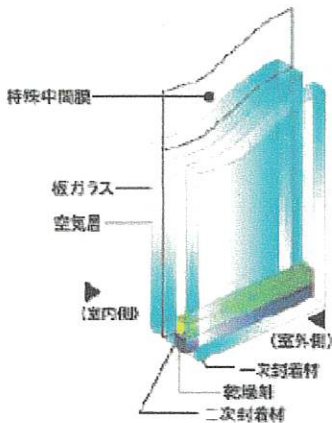
5分以上の侵入攻撃に耐えられた建物部品についているマークです。

※CP製品は、客観的に評価された防犯性能を有する部品ですが、侵入を完全に防ぐものではありません。従って、侵入犯罪による部品の損害も同様に損害賠償の対象とはなりません。

CP部品の一部を紹介します。



防犯ガラス



強靱な中間膜（特殊フィルム）が内部に密着されているため、通常
のガラスに比べ破壊されにくくなっています。

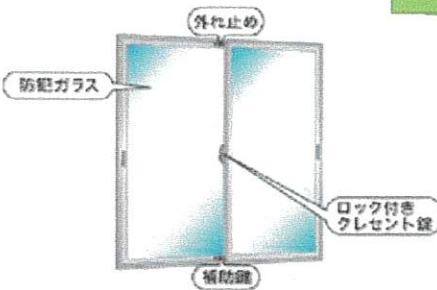


防犯ガラスの効果



防犯フィルムの効果

サッシ



「外れ止め」でサッシを持ち上げて外すことができないつくりや、「ロック付きクレセント錠」と「補助錠」の2か所をロックすることで、容易に開けることができないつくりになっています。

防犯性能の高い建物部品（CP部品）の活用を！



詳しくはこちらも参照！ 警察庁「住まいの防犯110番」



磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



令和6年11月号



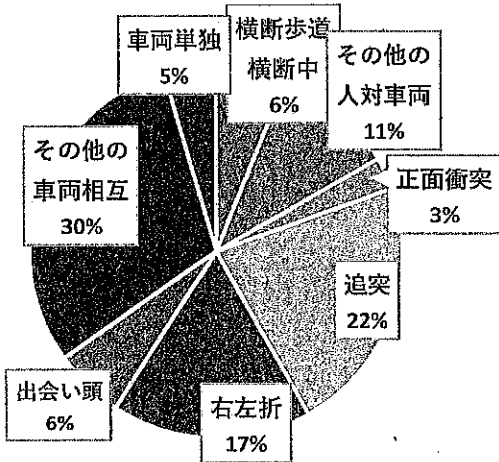
1 発生件数

	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	179	0	209
前年累計	239	5	278
前年比	-60	-5	-69

*令和6年10月末現在

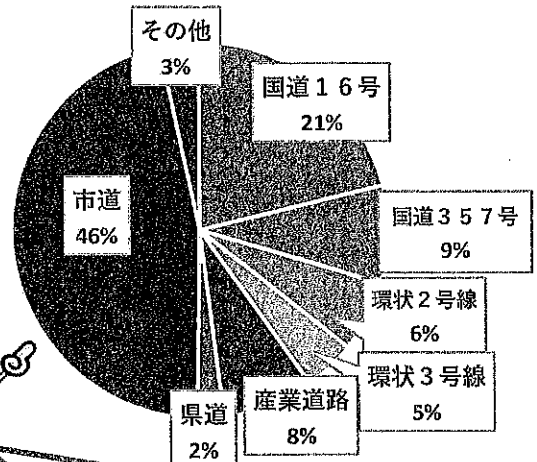
磯子警察署管内は10月末まで交通事故の発生は前年比マイナスを維持できているので、引き続き交通ルールを守った運転をしましょう。県内では自転車や歩行者の絡む交通死亡事故が増えていますので、今一度交通ルールを確認し事故防止に努めましょう。

2 類型別発生件数



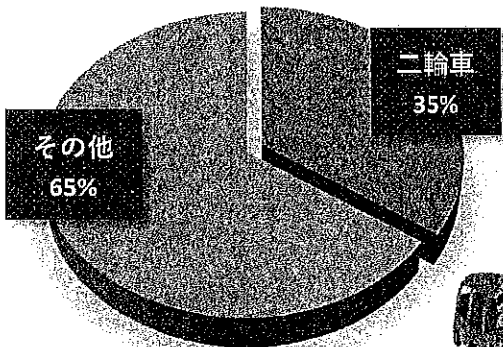
車間距離をしっかりとって走行しましょう。

3 路線別発生件数



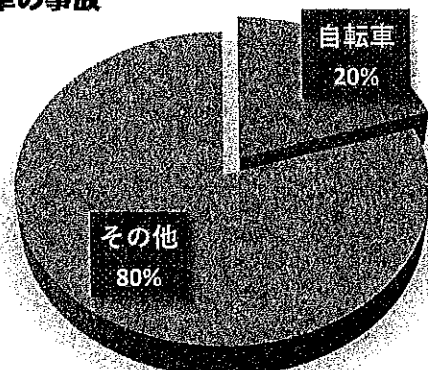
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故



※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合

- *バイクは正面からだと速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
- *自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

高齢ドライバーやそのご家族の皆さんで、高齢や病気等で運転を続けることに不安を感じたら、安全運転相談ダイヤル「#8080 (シャープハレバレ)」へお電話ください。

安全は心と時間のゆとりから 特殊詐欺にも注意しましょう!

磯子区のみなさんへ

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

3 夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。



知っていますか？ 特定小型原動機付自転車



詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に乗る時は、

ヘルメット
をかぶりましょう！



反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※目安



ヘッドライト下向き
時速60km



黒っぽい服装
約26m



白っぽい服装
約38m



反射材着用
57m以上



反射材付きエコバック
(左側)



靴用反射材シール



反射材キーホルダー



反射材付き傘



反射材タックルバンド

神奈川県警察

神奈川県警察 交通総務課

公式Twitter



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！
QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃ



いそっく



イソゴリくん

令和6年中の火災・救急状況

＜令和6年1月1日から令和6年10月31日まで＞

※令和6年中の数値にあつては速報値であり、確定値ではありません。

■ 区内の火災発生状況（10月）

- ・10月2日（水）磯子区岡村七丁目 その他火災
- ・10月16日（金）磯子区中原二丁目 車両火災
- ・10月20日（日）磯子区洋光台四丁目 その他火災

■ 区内の火災件数等

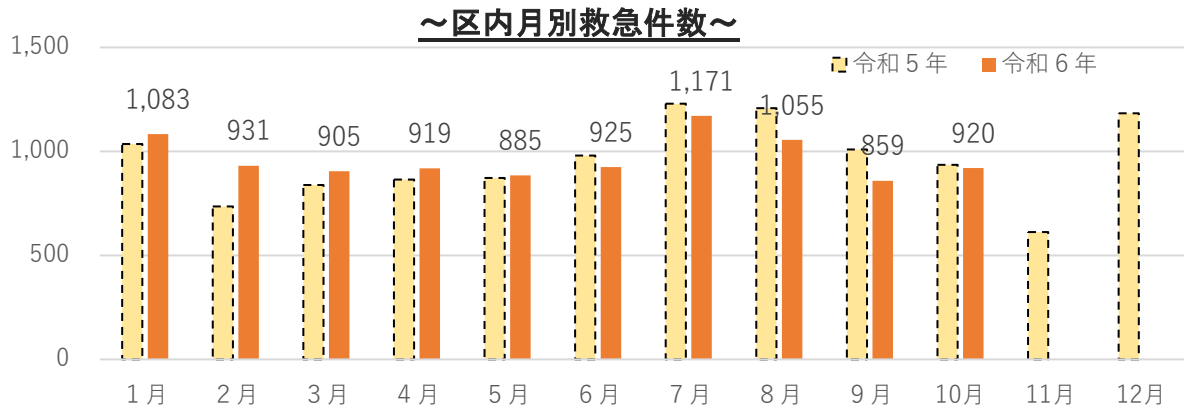
		令和5年	令和6年	増減
火災件数		16件	17件	1件
種別	建物	11件	11件	0件
	車両	1件	2件	1件
	その他	4件	4件	0件
焼損床面積		548㎡	180㎡	△368㎡
死者数		0人	1人	1人
負傷者数		5人	1人	△4人

■ 市内の火災件数等

		令和5年	令和6年	増減
火災件数		618件	536件	△82件
種別	建物	365件	363件	△2件
	車両	74件	52件	△22件
	その他	179件	121件	△58件
焼損床面積		6,237㎡	5,345㎡	△892㎡
死者数		13人	20人	7人
負傷者数		102人	90人	△12人

■ 区内・市内の救急件数

・区内 9,653 件（昨年比 55 件減）・市内 211,791 件（昨年比 1,405 件増）



放火による火災を防ぎましょう!

放火火災は横浜市の火災原因の上位となっており、日が沈む夕方から人々が睡眠する深夜にかけて多く発生するという特徴があります。

放火を防ぐために、家の周りに燃えやすいものを置かない等の「放火されない、放火させない環境づくり」に努めることが大切です。

地域の皆様で声を掛け合いながら、火災予防を進めていきましょう。



ごみは指定された日時・場所にだしましょう!



燃えやすいものを家の周囲に置かないこと!



物置や車庫などには必ず鍵をかけましょう!



車やバイクのボディカバーは
防災製品を使いましょう!

令和6年11月吉日

自治会・町内会長 様

磯子区消防出初式実行委員会
委員長 浜田 登志男

令和7年磯子区消防出初式開催の御案内

深冷の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素から、地域における防火防災の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年の新春を飾る磯子区消防出初式を次のとおり開催いたします。

つきましては、皆様お誘い合わせのうえご来場くださいますよう御案内申し上げます。

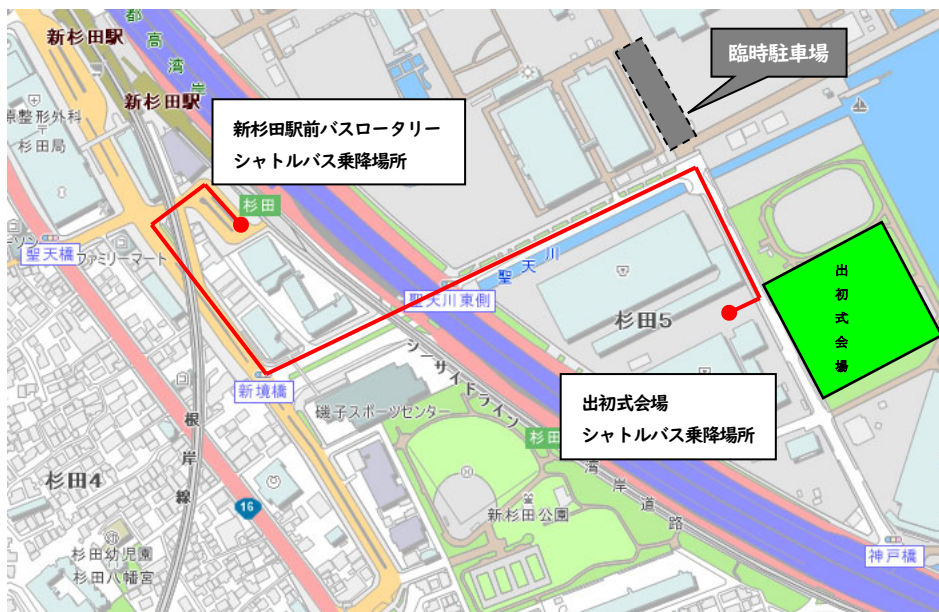
1 日時

令和7年1月11日（土） 午後1時30分から3時30分まで
(受付：午後1時00分から)

2 場所

杉田臨海緑地（磯子区杉田五丁目31番地）

※ 一般の御来場者の皆様方には、新杉田駅前バスロータリーからシャトルバスによる送迎を行います。運行時間は、磯子区消防出初式のホームページに掲載を予定していますのでそちらをご確認ください。



裏面あり

3 内容

- (1) 第一部（午後1時30分から2時）
式典
- (2) 第二部（午後2時から2時30分）
 - ア 車両分列行進
 - イ 消防総合訓練
 - ウ 一斉放水等
- (3) 第三部（午後2時30分から3時30分）
消防ふれあいコーナー
 - ア 消防車両等展示
 - イ ミニ消防車バッテリーカー等

4 その他

- (1) 本状にて御案内している自治会・町内会長様には、会場付近に臨時の駐車場をご用意いたします。
駐車車両は、事前登録制といたしますので、12月23日（月）までに担当までご連絡ください。
事前登録がなされていない車両は、本駐車場所に駐車できませんので、必ずご連絡くださいますようよろしくお願いたします。
- (2) 荒天時は、杉田劇場で式典のみ実施します。

担当

磯子消防署庶務係 山下・青柳

電話・FAX 753-0119

Eメール sy-isogodezome@city.yokohama.lg.jp

令和7年
磯子区

消防出初式



2025.1.11 土 13:30 ~ 15:30 杉田臨海緑地 (磯子区杉田5-31) ※荒天時は杉田劇場で式典のみ実施

- ・第一部 式典
- ・第二部 車両分列行進/消防総合訓練/一斉放水など
- ・第三部 消防ふれあいコーナー(消防車両展示、ミニ消防車バッテリーカーなど)

詳細はこちら
▶▶▶



主催：磯子区消防出初式実行委員会

磯子消防署

お問い合わせ：磯子消防署 総務・予防課 TEL 045-753-0119

※新杉田駅西口 市営バスロータリーから無料シャトルバスを運行します

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの
マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。
＜12 月 2 日以降の受診方法＞

	令和 6 年 12 月 2 日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示しした資料を単位会長宛にお送りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。


【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

<p>【専用コールセンター】 TEL: 045-620-8187 令和 7 年 1 月 31 日まで（土日祝日を除く）9時から 19時まで</p>	
--	---

(2) マイナ保険証の概要

- ア マイナ保険証とは
- イ マイナ保険証の利用登録方法
- ウ マイナ保険証の使い方

(3) マイナ保険証を持っていない方の受診方法

(4) よくある質問とその回答

被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する
専用コールセンターを設置しています！

【専用コールセンター】

TEL: 045-620-8187

令和7年1月31日まで（土日祝日を除く）9時から19時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



- マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。
あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法は、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法は別紙2「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

- 12月2日以降の受診方法について

12月2日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

	令和6年12月2日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

マイナ保険証に関する質問

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)



Q1 12月2日から紙の保険証が使いなくなるのですか

12月2日以降も紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。このため、12月2日以降も紙の保険証は廃棄しないでお持ちください。

Q2 マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。以下の場所で、利用登録をすることができます。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ② セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法は
こちらでご確認ください。
(厚生労働省HP)



Q3 マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限(最大令和7年7月31日まで)まで利用することができます。
また、マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付しますので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

Q4 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口等に提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ・・・簡便に保険情報を確認できるようA4サイズ用の紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。(後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。)

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも
いいのね♪



医療機関・薬局の 受付でもOK!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です!



本人確認
(顔認証等)



利用
同意取得
(お薬情報など)

顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

この画面から
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和 7 年 4 月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

2 対象公園

横浜市が管理する、都市公園法に基づき設置されている公園が対象

3 今後の予定

- ・令和 6 年 10 月～ 公園が禁煙になることについて、順次、広報・SNS 等や現地掲示による事前周知を行っています。
- ・令和 7 年 4 月～ 条例施行に合わせて、さらに巡回指導等により周知と注意を行います。

4 お願いしたいこと

【区連長】 御承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示について御協力をお願いします。

5 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後から 3 月末までを目安に掲示をお願いします。チラシが劣化した場合等には、新規のものをお渡しすることも可能ですので、公園緑地管理課あて御連絡ください。

※ 掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※ 各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の 3 月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

みどり環境局公園緑地管理課
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

令和7年4月から 横浜市の公園は 禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続きご協力をお願いします。

望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されていない場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。また、市内全域でポイ捨ては禁止です。歩きタバコもやめましょう。



公園の禁煙化について
(みどり環境局公園緑地管理課)



受動喫煙防止対策について
(健康福祉局健康推進課)



ポイ捨て・歩きタバコについて
(資源循環局街の美化推進課)

【連絡先】みどり環境局公園緑地管理課

TEL: 045-671-2642 MAIL: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る 市民意見募集の実施について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12 月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

＜現在検討中の主な視点＞

- ・災害が起きる前からの備え（地震火災対策、耐震化、防災意識の啓発など）
- ・被災者支援（避難所環境、物資、要配慮者支援、多様な避難への支援など）
- ・災害時の拠点強化（旧上瀬谷通信施設地区への広域防災拠点の整備など）
- ・公共インフラの強じん化（橋梁、道路がけ、上下水道の耐震化など）

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集について

(1) 募集期間（予定）

令和 6 年 12 月中旬から令和 7 年 1 月中旬まで

※ 詳細は、市ウェブページ等でお知らせします。

※ 広報よこはま 12 月号においても御案内する予定です。

(2) 素案及び概要版リーフレットの閲覧・配架場所

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係ほか

※ 市ウェブページにも掲載します。

(3) 御意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、リーフレット付属のはがきによる郵送、
電子メール又は F A X

4 今後のスケジュール

- ・令和 6 年 12 月中旬～令和 7 年 1 月中旬 素案に係る市民意見募集
- ・令和 7 年 3 月末 「新たな地震防災戦略」策定

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

資源循環局磯子事務所長

一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢プラン」への御協力の御礼【情報提供】

1 趣旨

横浜市では平成23年1月に「ヨコハマ3R夢プラン」を策定し、ごみと資源の総量を令和7年度10%削減の目標を掲げ、取り組んできました。令和5年度のごみと資源の総量は、市民、事業者の皆様の御協力により、基準年度対比12.2%の削減となり、目標を2年前倒して達成できました。厚く御礼申し上げます。

また、「ヨコハマ プラ5.3計画（令和6年1月策定）」の主要取組であるプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大は、10月から先行の9区で順調にスタートを切ることができました。引き続き、来年4月の全市拡大に向けて御協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

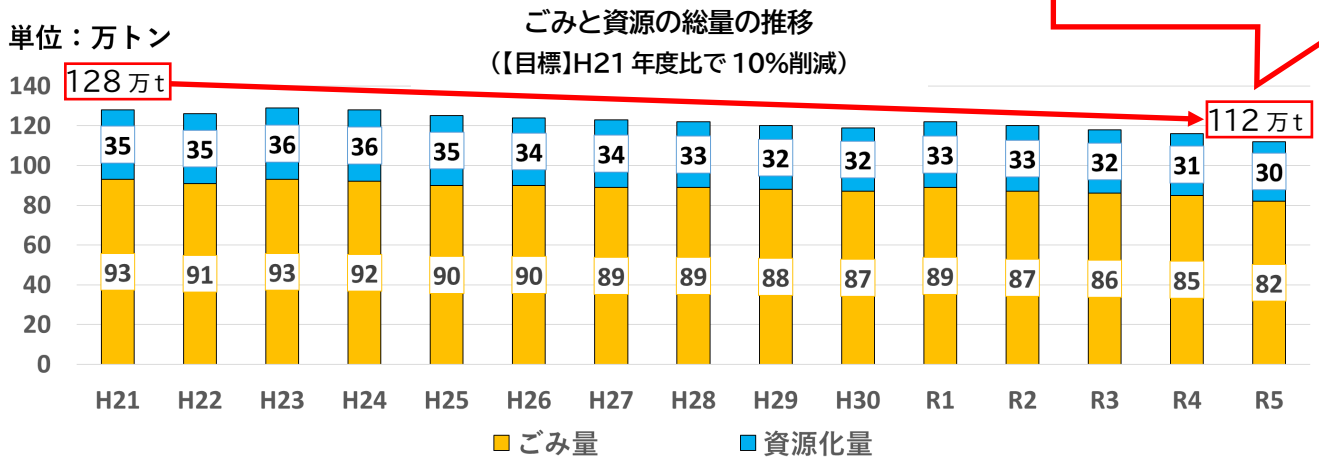
【区連長】 御承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

**R5年度 12.2%削減
(平成21年度対比)**

3 令和5年度「ごみと資源の総量」の確定値について



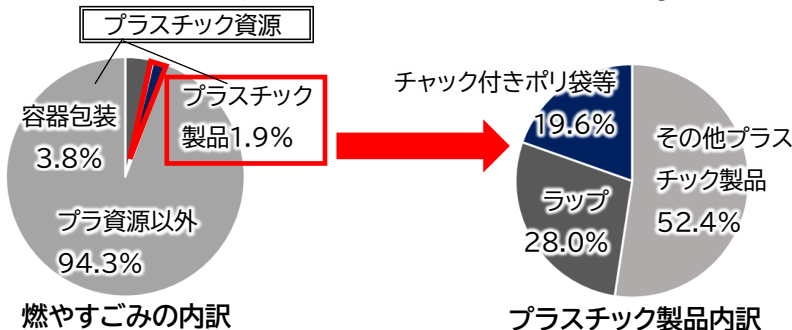
4 プラスチックごみの分別拡大の実績（速報値）について（9区、10月4週間累積値（※1））

開始から1か月の実績値は次のとおりです。ラップ、チャック付きポリ袋、ビニール袋が燃やすごみに多く含まれています。これらはプラスチック資源となりますので分別をお願いします。

	令和4年10月 (プラ5.3計画基準年度)	令和6年10月	削減量	市民1人あたりの 年間削減量※2
燃やすごみに含まれる プラスチック資源の量	1,886 t / 4週	1,295 t / 4週	591t / 4週	

※1 同じ曜日回りで比較するため、10月1日～28日までの4週間の累積値としています。

※2 プラ5.3計画の目標を市民1人あたりに換算すると削減量5.3kg/年



資源循環局磯子事務所
担当 澤野・福島
電話 045-761-5331 / FAX 045-754-6109
メール sj-isogoj@city.yokohama.lg.jp

令和6年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画のYouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内2区の自治会町内会に、ICTを活用した負担軽減等の活動事例を御紹介いただきました。

① 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

② 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）



(その2)アプリ登録方法の講習会を開催



↑ 事例発表の一部抜粋

(2) 配信期間など

- ・ 令和6年11月12日(火)～令和8年3月31日(火)
- ・ 以下のホームページから視聴できます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



事例発表の
二次元コード

4 その他

事例発表について、視聴した感想等を電子申請・届出システムでお答えください。

令和6年11月12日(火)午前9時から令和7年3月31日(月)午後5時まで受け付けます。

電子申請・届出システムは、下記の二次元コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」→キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ef0a07d-9b2e-4de4-ae3a-aa6fc753abff/start>



←感想等受付の
二次元コード

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾
電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会デジタルツール展示・相談会について【御案内】

1 趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を市内3か所で開催します。

当日は、デジタル化でできることについて企業や団体の方にご紹介いただき、その後、直接相談をいただける会となります。

つきましては、参加希望の団体は、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

3 開催概要

- 令和7年1月25日（土）10時～ **保土ヶ谷区役所** 本館地下1階・会議室
（相鉄線「星川駅」徒歩5分）
- 令和7年2月2日（日）10時～ **磯子区役所** 7階701・702会議室
（JR根岸線「磯子駅」徒歩5分）
- 令和7年2月8日（土）10時～ **都筑区役所** 6階大会議室A B
（市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分）

=当日の流れ（予定）=

時間	内容
10:00～10:15	自治会町内会DXの説明（約15分）
10:15～11:00	企業・団体によるデジタルツール等の説明（約45分）
11:00～12:00	展示・相談会（約60分・途中退席可）

参加企業：電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展調整中。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。

※いずれの日程も同じ内容の予定です（出展企業・団体は変わることがあります）



自治会町内会 DX 応援事業
ホームページ

■エントリーシート提出期限：**令和7年1月14日（火）必着**

※参加希望多数の場合は、抽選にて参加可能団体を決定します（その場合のみ後日お知らせします）。

裏面あり

4 「自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート」について

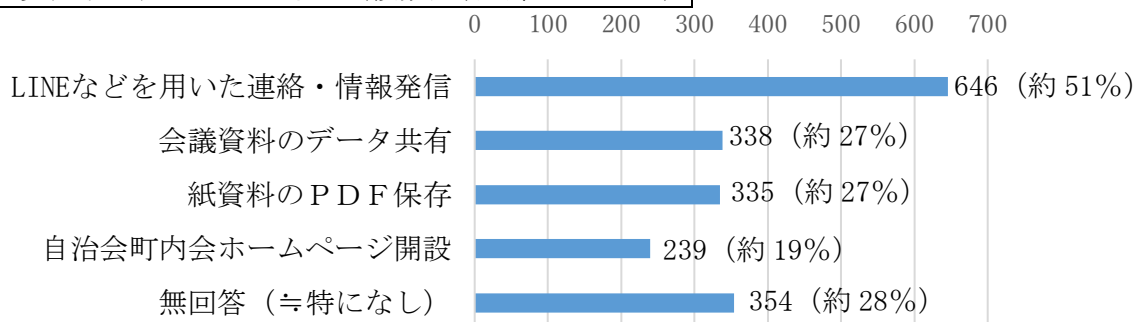
令和6年3月から7月までの間に実施しました標記アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

○主な集計結果

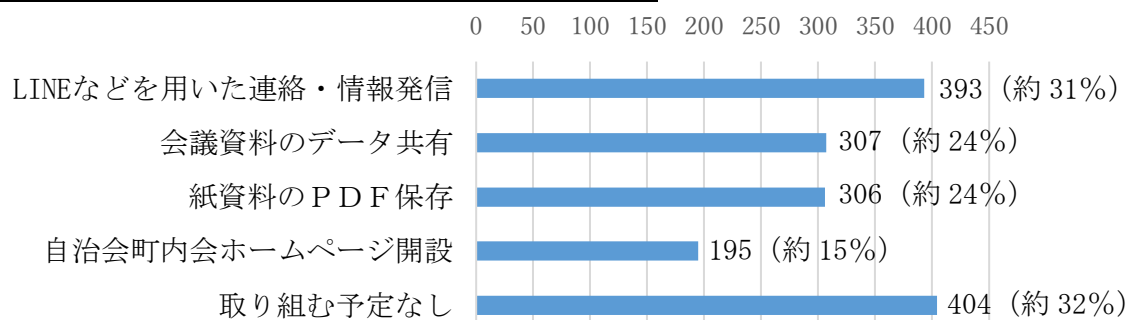
回答率 単位町内会約44%（1,259団体）、地区連合町内会約46%（118団体）

《デジタルツールの活用状況（単位町内会の集計結果）》

1 現在取り組んでいるもの（複数回答可、n=1259）



2 今後、取り組みたいもの（複数回答可、n=1259）



いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考とさせていただきます。

担当：市民局地域活動推進課

松永、石栗

電話：671-2317

FAX：664-0734

自治会町内会向け

自治会町内会で使える デジタルツール展示・相談会

参加
無料

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用(回覧板や会費集金等のデジタル化)に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

こんな方向けの内容です

デジタルで活動は
楽になるの？

具体的にどんなものがあるの？

どうやって選べばいいの？

お金はかかる？



電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展を調整中です。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。

出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。→



開催日時・場所

- ① 1月25日(土)10~12時 保土ヶ谷区役所
- ② 2月2日(日)10~12時 磯子区役所
- ③ 2月8日(土)10~12時 都筑区役所

各回
同じ内容
です

お問合せ・お申込みは

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ電話

045-671-2317

申し込みは、裏面の
QRコードまたはFAXにて

申込み先【横浜市 市民局 地域活動推進課】

●電子申請：右側のQRコードから入力 →

●FAX：045-664-0734



自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

1 出席希望の日程に○を付けてください（1か所のみ）

出席希望	日 程
	①令和7年 <u>1月25日</u> （土）10時～ 保土ヶ谷区役所会場 本館地下1階・会議室 （相鉄線「星川駅」徒歩5分）
	②令和7年 <u>2月2日</u> （日）10時～ 磯子区役所会場 7階701・702会議室 （JR根岸線「磯子駅」徒歩5分）
	③令和7年 <u>2月8日</u> （土）10時～ 都筑区役所会場 6階大会議室A B （市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分）

2 自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

（※会場の都合上1団体2人まででお願いいたします）

区名	区
自治会町内会名	
人数（2人まで）	人

3 連絡先電話番号をご記入ください

TEL： _____

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

磯子区長

令和7年度改選 委嘱委員の推薦について（依頼）

1 趣旨

現在、各地域で御活躍いただいておりますスポーツ推進委員、保健活動推進員、環境事業推進委員、明るい選挙推進員、消費生活推進員の方々の任期が、令和7年3月31日をもって満了となります。皆様に心より感謝を申し上げますとともに、新たに各委員を委嘱するため、候補者の推薦について御協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連長宛て資料を送付します。

連合町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】自治会町内会長宛て資料を送付します。

自治会町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 提出期限

令和7年2月21日（金）

4 各委員の推薦について

- (1) 任期 2年
- (2) 委嘱期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日
- (3) 推薦人数・提出先 裏面をご確認ください。

※推薦書様式は、下記ホームページからもダウンロードできます。

【自治会町内会向け様式ダウンロード】

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/youshiki.html



裏面あり

令和7年度改選 委嘱委員一覧

委嘱委員名	スポーツ推進委員	保健活動推進員
推薦人数	地域の実情に応じた人数（自治会町内会で必要な人数）	自治会町内会で1名以上を基本とします。加えて、250世帯を超える自治会町内会については、250世帯ごとに1名の推薦、あるいは、現在の人数を目安とした人数
推薦基準	(1) 18歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、新任の場合は原則65歳未満の方、再任の場合は原則70歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方 ※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。	(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方。 (2) 任期の2年間を通して活動ができる方。 (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方。 (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方。 (5) 委嘱日（令和7年4月1日現在）に、原則78歳未満の方。
年齢要件（上限）	新任者は原則65歳未満、再任者は原則70歳未満	原則78歳未満
詳細資料	資料1	資料2
提出・問合せ先	地域振興課 区民活動支援担当 Tel750-2395 FAX750-2534 E-mail : is-sports@city.yokohama.lg.jp	福祉保健課 健康づくり係 Tel750-2445 FAX750-2547 E-mail : is-teiki@city.yokohama.lg.jp

委嘱委員名	環境事業推進委員	明るい選挙推進員	消費生活推進員
推薦人数	原則自治会町内会で1名 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）	原則自治会町内会で1名	地域の実情に応じ、活動可能な人数
推薦基準	(1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方 (2) 推進委員の職務に関心のある方	(1) 明るい選挙推進運動の趣旨をご理解いただける方 (2) 上記の活動等に積極的に参加できる方	令和7年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。
年齢要件（上限）	なし	なし	なし
詳細資料	資料3	資料4	資料5
提出・問合せ先	資源循環局 磯子事務所 電話：761-5331 FAX：754-6109 E-mail : sj-isogoj@city.yokohama.lg.jp	磯子区選挙管理委員会事務室 （総務課 統計選挙係） 電話：750-2316 FAX：750-2530 E-mail : is-senkyo@city.yokohama.lg.jp	地域振興課 地域活動係 電話：750-2397 FAX：750-2534 E-mail : is-chishin@city.yokohama.lg.jp

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

磯子区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
〒 区	住 所	電話番号
		(自宅) (携帯)
Eメール※		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技 ※		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

保健活動推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

磯子区長

自治会町内会名

自治会町内会長名

次の者を保健活動推進員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒235- 磯子区		(自宅・携帯)	

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒235- 磯子区		(自宅・携帯)	

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒235- 磯子区		(自宅・携帯)	

※欄は任意です。

●推薦書の欄が足りない場合は、この用紙をコピーあるいはホームページからダウンロードしていただくようお願いいたします。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

環境事業推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

資源循環局長

(推薦者職氏名)
自治会町内会名

自治会町内会長名

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
メールアドレス※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

事務所記入欄

受付日：令和 7年 月 日、 入力日：令和 7年 月 日、 Wチェック：
受付者： _____、 委嘱予定日：令和 7年 4月 1日

横浜市磯子区明るい選挙推進協議会推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

横浜市磯子区明るい選挙推進協議会会長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)			
氏名			
〒	住所	電話番号	
		(自宅)	(携帯)
メールアドレス (任意)			

※住所は、委嘱状の宛名及び送付先の住所となりますので、方書（〇〇マンション〇棟〇号室）まで正確に御記入ください。

※メールアドレスをご記入いただいた方には、年3回発行される機関紙「明推協だより」や、選挙啓発イベントのご案内等を、郵送ではなくデータでお送りします。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

消費生活推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

磯子区長

(推薦者職氏名)

連合町内会名

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏 名		
再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)	令和7年4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
〒	住 所	電話番号
		(自宅)
		(FAX)
		(携帯)
Eメールアドレス		

※区からの連絡は E メール又は FAX を優先します。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有及び連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 概要

任期	2 年									
委嘱期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日									
主な職務	(1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び充実を図ること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。									
推薦人数	<p>地域の実情に応じた人数（自治会町内会で必要な人数）</p> <p>自治会町内会の負担軽減の一環として、主に以下のように改正しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推薦者</td> <td>自治会町内会長</td> <td>自治会町内会長 地区連合町内会長からの推薦も認める 他、スポーツ推進委員地区会長にも選任の協力を依頼することができる。</td> </tr> <tr> <td>推薦人数</td> <td>原則として自治会町内会あたり 1 人</td> <td>地域の実情に応じた人数を選出する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、<u>紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」</u>（別紙 1）、また、スポーツ推進委員の説明に使用できるように<u>チラシ</u>（別紙 2）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。</p>		改正前	改正後	推薦者	自治会町内会長	自治会町内会長 地区連合町内会長からの推薦も認める 他、スポーツ推進委員地区会長にも選任の協力を依頼することができる。	推薦人数	原則として自治会町内会あたり 1 人	地域の実情に応じた人数を選出する。
	改正前	改正後								
推薦者	自治会町内会長	自治会町内会長 地区連合町内会長からの推薦も認める 他、スポーツ推進委員地区会長にも選任の協力を依頼することができる。								
推薦人数	原則として自治会町内会あたり 1 人	地域の実情に応じた人数を選出する。								
推薦基準	(1) 18 歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和 7 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方									
年齢要件（上限）	新任者は原則 65 歳未満、再任者は原則 70 歳未満									

3 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

4 提出書類

スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

5 推薦報告書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年2月21日（金）

(2) 提出先 各区地域振興課

6 その他

これまで、委嘱委員として35年を超えて活動されている方々に対して、表彰する機会はありませんでしたが、今年度から、勤続35年・40年の皆様に、関内ホールにて開催する「横浜市スポーツ推進委員大会」において、横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長より、感謝状を贈呈します。

7 配布資料

別紙1 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

別紙2 横浜市スポーツ推進委員チラシ

別紙3 横浜市スポーツ推進委員の職務概要

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

担当：^{そがめ}十亀、^{ほそぎ}細木

電話：671-3287

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員 ・ 会長

【差出人】

自治会／町内会 ・ 地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）

日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。

今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。

【候補者選出届】 ※太枠は必須事項です。

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月 日	歳
	住所	電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
<input type="checkbox"/> 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。
※この紹介シートは、スポーツ推進委員候補者推薦書の代替として地域振興課へ御提出可能です。ただし、自治会・町内会長から御提出いただきますようお願いいたします。



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ 推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！

さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！



夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



小学生スポーツ フェスティバル

スポーツ推進委員 (スポ推)とは？

- ・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から2年の任期で委嘱されて活動しています。
- ・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
- ・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

- ・横浜市では約2,500人のとても多くのスポ推が活躍しています。
- ・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

- ・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
(自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください)
- ・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくは
こちらへ



自治会・町内会長の皆様へ

- ・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
- ・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて
楽しいし、新しいことができます！

地域の情報が得られて、
いつも新鮮で
おもしろいですよ！

子どもの頃の体験は地域の
人々のおかげだと気づきま
した。地域への恩返しと
思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 045-671-3287 FAX 045-664-0669

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

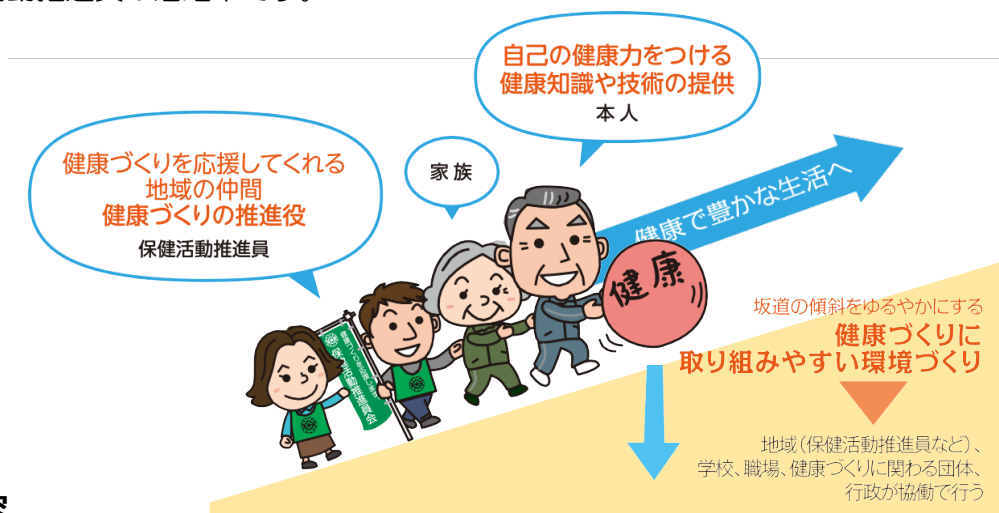
（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

保健活動推進員について

保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役として、区役所と協力しながら地域の健康づくりの推進のために活動しています。現在、自治会町内会等の推薦により横浜市長から委嘱された約3,700人の保健活動推進員が活躍中です。



活動内容

(1) 健康づくり活動の企画・実践

【活動例】健康チェック、体力測定の実施、ウォーキングや体操教室の開催、禁煙や、健（検）診受診のすすめなどの啓発活動

(2) 区役所等の健康づくり事業への協力

(3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開

【活動例】介護予防体操サロンの開催、保健活動推進員によるミニデイサービスの実施、赤ちゃん教室の開催

各区の保健活動推進員さんの活動の様子は、区のホームページで紹介されています。

ぜひ、ご覧ください。

〇〇区 保健活動推進員 検索

任期等

2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）※ただし、再任を妨げません。

推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を要件としています。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、原則 **78歳未満の方**



活動保障

活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

将来の保健活動推進員の皆様に向けて

「ホカツ(保活)って聞いたことあるけど、実際はどんな活動をしているの？」

「忙しくてちゃんと活動できないかも？」

「一度なるとやめられないのでは？」

「楽しい？」

などの疑問に答えるため、

長年、保健活動推進員として活動を続け、表彰された現区会長3名の方に率直な思いを聞いてみました。

▶ 今回インタビューにお答えいただいたのは・・・

旭区 齊藤 由紀子 会長
(令和4年度公衆衛生事業功労者に対する
厚生労働大臣表彰受賞)

南区 中村 雅一 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

都筑区 大野 和子 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

Q. 活動の回数やスケジュールなど実際の活動内容は？

年間スケジュール ～旭区の場合～

一般の保健活動推進員の年間の活動スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委嘱式 (隔年)	会計 説明会	ウォーキング イベント		健康機器の 使い方研修		健康 フェア	区全体 研修会		次年度計画 打合せ		次年度 計画の 最終確認
	区永年勤続 表彰式			がん啓発 キャンペーン						活動報告書 等作成	
地区 定例会	禁煙キャン ペーン		地区 定例会	地区 定例会				地区 定例会		地区 定例会	

活動例その1 地区定例会 ～南区～

区内のコミュニティハウスや自治会館等をお借りし、地区定例会を開催しています。

議題は、区全体会議の議題共有やイベント(健康測定会やウォーキングなど)の開催に向けた打合せ、イベント開催後の振り返りなどです。

会議時間は1時間程度ですが、顔を合

わせて話し合いができるので、チーム力が高まり一体感が生まれていると思います。



活動例その2 区民まつり ～都筑区～

	午前グループ	午後グループ
9:00	タイムスケジュール・役割確認 準備・設営	
10:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	当日は午前グループと 午後グループの2チーム に分かれて活動します。
11:00		
12:00	引継ぎ・振り返り・解散	引継ぎ・ タイムスケジュール・役割確認
13:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)
14:00		
15:00		撤収作業・振り返り・解散
16:00		



Q. 活動を行うにあたって工夫していることは何ですか。



齊藤会長(旭区)

年間の活動について予め担当者を決めておくことで、保健活動推進員一人一人の**活動回数が偏らない**ように工夫しています。また、お仕事されている方も無理なく活動できるようになっています。

地域で開催する講座やイベントは、保健活動推進員や地域の方が**興味関心**を持っていることをテーマに企画しています。そのため、参加者からは好評を得ています。

保健活動推進員の活動を負担に感じず、楽しみながら活動していきたいと思っています。

ウォーキングなどの活動は、メンバーのみんなができる範囲で協力し、活動に興味を持って楽しく参加をしていただくようにしています。

仕事や介護等で日中時間を取りづらい方には、買い出しや設営等**できる範囲での活動**を呼びかけて、無理せず楽しく活動できるように心がけています。



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

「可能な範囲での活動でいいですよ」という声掛けを必ずしています。負担にならないように、皆さんが**心軽やかに**活動できるよう心がけています。また、**あいさつ**を積極的に行い、参加しやすい雰囲気づくりを大切にしています。

地区定例会等に参加できない人には資料と一緒に体調を気遣うメモを添えるようにして、コミュニケーションをとっています。

Q. 将来の保健活動推進員へメッセージをお願いします!



齊藤会長(旭区)

保健活動推進員になって自分の健康のために勉強できる機会が増え、**お得感**を感じています。また、区役所からその時々健康情報をいただけることで、自分の家族、身近な知人等の健康づくりに役立てることもできます。

このように、学び得た健康情報を口コミで発信し続けることで、地域の皆さんの健康づくりにつながっていると感じています。これからも、旭区保健活動推進員の皆さんと「**身近な健康情報発信役**」として活動していきたいです。

保健活動推進員の活動を通じて、様々な地域活動に参加する機会に恵まれ、**自分の住んでいる地域への愛着**が深まり、身近なところに**仲間**が増えました。

これから長く住む地域とのつながりを大事にし、自分自身の健康づくりと、地域の皆さまの健康づくりの推進役として、ぜひみなさん一緒に活動していきましょう!



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

保健活動推進員の魅力は、地域の皆さんと触れ合うことができることです。そして、活動を通して、皆さんの健康のお手伝いができている**自負**があります。

皆さんの役に立っているという気持ちが自分の健康にもつながっています。皆さんが元気になって、自分も元気になる!という**健康づくりの素晴らしい循環**を感じています。



地域で清掃活動



集積場所で分別啓発



地域で啓発活動



プラごみ削減キャンペーン

環境事業推進委員 は グリーン リーダー 「GREEN LEADER」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。
ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（回覧など）



連絡協議会

環境事業推進委員とは…



どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。
それぞれの地域で、資源循環の取組(ごみ減量・資源化)、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

令和7年4月1日～令和9年3月31日 (2年間)

活動は？

- ・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- ・地域清掃や美化キャンペーン
- ・地域イベント等での3R行動の啓発
- ・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



脱炭素って？

今、地球上では、CO₂ (二酸化炭素) などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起っています。温室効果ガスの大半を占めるCO₂は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、3Rの推進や省エネなど、CO₂排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる (GO GREEN)」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、以下の支援をしています。

活動の手引き

環境事業推進委員 活動手帳



横浜市資源循環局

研修会



○研修会／参考資料の配布

- ・委嘱式時に研修会を実施
- ・毎年1回程度全体研修会を実施
- ・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
- ・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

○Web

- ・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

○活動費の助成

- ・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ



環境事業推進委員

検索

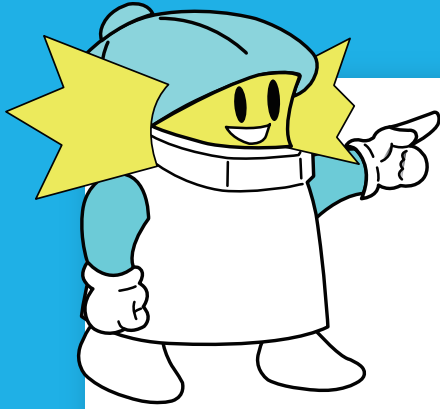


GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

「明るい選挙推進員」 とは…



横浜市選挙管理委員会キャラクター
「イコット Jr.」

横浜市・区明るい選挙推進協議会

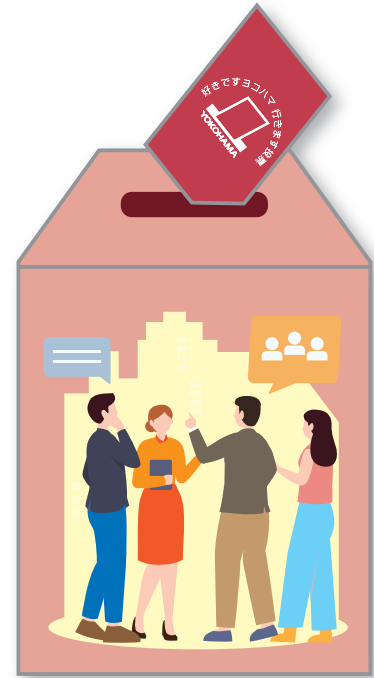
民主主義の 健全な発展を目的に



選挙違反のない
きれいな選挙を
行うこと



有権者がこぞって
投票に参加すること



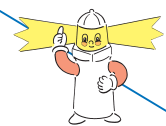
有権者が普段から政治・
選挙への関心を持ち、
政党や候補者を
見る目を養うこと

をめざして活動している民間ボランティアです。

- 横浜市内では約 2,000 名以上の推進員が活動しています。



活動の様子はウラ面をご覧ください



横浜市明るい選挙推進協議会のホームページ
はこちらの二次元コードからご確認ください

横浜市選挙管理委員会キャラクター「イコット」

磯子区

<活動実績>

こんなことをやっています

若年層啓発を中心に活動



カトラリーセット（啓発物品）

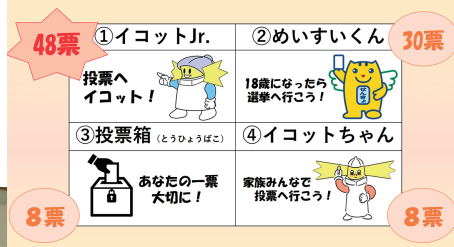
磯子区明るい選挙推進協議会では、若年層啓発を中心に活動を行っています。

9月に開催された磯子区民まつりでは、選挙に関するクイズの出題を行い、約1,300人の方々にご参加いただきました。啓発物品として、選挙を身近に感じていただけるよう、日常的に使用できるカトラリーセット及びボールペンを作製しました。

1月には、「選挙に行こう！こども映画会」を開催し、マスコットキャラクターを選ぶ投票体験をしていただきました。当選したデザインを使用した啓発物品を令和6年度に作製予定です。また、令和5年度から投票箱やマスコットキャラクターと写真が撮れるフォトスポットを新たに設置しました。

<いろいろな活動風景>

こども映画会
マスコットキャラクター
投票



せんきょフォーラム

年間スケジュール

開催月	事業名	事業内容
令和5年5～6月	せんきょフォーラム	区内の小学校で、選挙に関する講義と、給食のメニューや学年レクの種目を決める模擬選挙を実施。 【実施校】 ・杉田小学校 ・洋光台第四小学校 ・浜小学校
6月	磯子区明るい選挙推進協議会定例会議	令和4年度の事業・決算報告、令和5年度の事業計画・予算案及び規約改正についての審議。
	磯子区明るい選挙推進研修会	明るい選挙推進協議会の歴史・役割についての講演と、磯子区明るい選挙推進協議会の活動報告を実施。
9月	磯子まつり	区民まつりに防災担当と合同でブースを出展。選挙と防災に関するパネル展示とクイズの出題を行い、参加者に啓発物品を配布。
令和6年1月	選挙に行こう！こども映画会	マスコットキャラクターを選ぶ投票体験と選挙啓発動画の上映後に、映画「かみみの孤城」を上映。
3月	磯子区明るい選挙推進協議会定例会議	令和5年度の事業・決算報告、及び令和6年度の事業計画・予算案についての審議。
通年	生徒会支援事業	区内の中学校・高等学校に選挙器材の貸出し。
	明推協だより発行	推進委員・推進員を対象に、事業計画や活動報告、選挙結果等を掲載した機関紙を年3回発行。

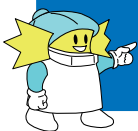
お問合せ先

横浜市磯子区明るい選挙推進協議会

住所：〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1

電話：045-750-2316 ファックス：045-750-2530

メールアドレス：is-senkyo@city.yokohama.lg.jp



令和7・8年度横浜市消費生活推進員 推薦の詳細について

1 趣 旨

横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和5・6年度委嘱の方々の任期が令和7年3月31日をもって満了となります。

つきましては、令和7・8年度も引き続き、横浜市消費生活推進員活動事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、消費生活推進員への推薦をお願いします。

2 任 期

(1) 1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。

(2) 今回の募集は令和7年4月から令和9年3月までが任期となります。

(3) 再任は2回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、3回以上再任されることがあります。

3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1) 地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動をします。

活動分類	内 容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意 (地区の実情により実施)
	環境に配慮した購買行動の推進 情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動	
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2) その他

ア 推進員相互の情報交換等

イ 研修への参加

ウ 市が行う消費者行政に対する協力

4 推薦人数

地域の実情に応じ、活動可能な人数

5 推薦基準

令和7年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

6 推薦書について

同封の推薦書をお使い下さい。

また、推薦書は、下記ホームページからダウンロードもできます。

【自治会町内会向け様式ダウンロード】

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/youshiki.html

(横浜市トップページ>磯子区トップページ>くらし・手続き>市民協働・学び>協働・支援>自治会・町内会>自治会町内会向け様式ダウンロード)



7 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名等を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただき、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

御記入いただいた個人情報、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和5・6年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業に関わること以外の利用はいたしません。

8 提出期限及び提出先

令和7年2月21日(金)までに区役所地域振興課まで、Eメール、FAX、郵送又は持参により、御提出下さい。

【提出先】

〒235-0016

磯子区磯子三丁目5番1号

磯子区役所地域振興課 地域活動係 (磯子区役所6階61番窓口)

電話：750-2397 FAX：750-2534

E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

9 委 嘱

令和7年4月以降、区が開催する研修等の場で、委嘱状を交付します。

10 その他

(1) 活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集チラシをご覧ください。

(2) 区から推進員への連絡はEメール又はFAXを優先します。

令和7・8年度 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進して下さる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。



(C) YUKI ISHII

こんなこと
聞いたこと
ありませんか？

無料で点検と
突然訪問してきた
工事契約に！

1回だけの
お試しのつもり
だったのに

3万円の
トイレ修理が

注文していない
カニが届いた！

消費者被害が増えています！

買い物をして、料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。

「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、消費者トラブルが次々に発生しています。

皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

消費生活推進員の活動は？

- ◆ 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り活動のポイントについて学びます。
- ◆ 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- ◆ 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- ◆ 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する理解を深め、地域に情報を伝えます。
- ◆ 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へつなぎます。



消費生活推進員のハマ子さん

ある日

ご近所の一人暮らしのおばあちゃん、最近大きな荷物がよく届くわ。でも…声をかけるのは面識がないし。民生委員さんに相談してみようかしら。

①

数日後

この間連絡をくれたおばあちゃん、つぎつぎにお布団が届いて困っていたの。あなたに教えてもらった消費生活総合センターを案内したら、相談して解決することができましたよ。

民生委員さん

②

そうだ！

来月、町内会の茶話会で、悪質商法の手口や被害に遭わないためのポイントについて、啓発講座をさせてもらおうかしら。

③

後日談

啓発講座をやって私自身も消費者トラブルに遭わない知恵がついたわ。地域活動が健康寿命を延ばすともいうし…お仲間もできて、とても楽しくなってきたわ♪

④

磯子区連合町内会長資料
令和6年11月18日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜市磯子区磯子土木事務所 副所長
横浜市水道局洋光台水道事務所 所長

水道・下水道関係者を装った不審な電話、訪問にご注意ください

【掲示・回覧依頼】

1 依頼の趣旨

横浜市全域で、水道局や下水道河川局の職員、工事・委託事業者などを装い、横浜市から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅などへ訪問する不審者や、不審な電話の情報が多数寄せられています。

最近の事例の紹介と、応答してしまった場合の対応についてを記したチラシを作成しましたので、掲示や回覧で注意喚起のご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】 地区連合町内会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あてに回覧物、掲示物を送付します。

水道局洋光台水道事務所の封筒に入ったチラシは掲示用です。赤枠の面が見えるように掲示ください。磯子土木事務所の封筒に入ったチラシは回覧用です。回覧、掲示についてご協力をお願いします。

3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後から3月末までを目安に掲示をお願いします。

連絡先：横浜市磯子区磯子土木事務所 下水道公園係

電話：761-0081

FAX：753-3267

E-mail：is-doboku@city.yokohama.lg.jp

横浜市水道局洋光台水道事務所 事務係

電話：833-7491

FAX：833-0679

E-mail：su-yokodaisuidou@city.yokohama.lg.jp

回覧用

磯子区役所・磯子警察署からのお知らせ

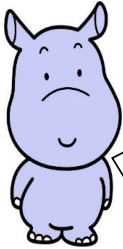
◆下水道設備の「点検商法」にご注意ください！◆

最近、市内各地で、「ご自宅内の排水設備の点検をさせてほしい」、「工事車両をご自宅近くに止めさせてほしい」、「お出かけの時間が決まっていれば教えてほしい」といった電話が増えています。

下水道を管理する横浜市下水道河川局や磯子土木事務所では、下水道工事の際にご自宅内の排水管を点検することはありません。宅地内の排水管等は所有者の皆様の責任で清掃や管理をするものですが、普通の使い方をしている限り、詰まったり壊れたりすることはまずありません。点検や排水設備の修繕を勧められたりしても、必要がなければ、きちんと断りましょう。

万が一、不具合がある場合は、お近くの「横浜市排水設備指定工事店」か「横浜市管工事協同組合(電話681-6631)」にご相談ください！

以下に最近の手口をご紹介しますので、参考にしてください。



今までの手口の一例

- 「下水(水道)の工事で…」 「下水の点検で…」 など、横浜市や磯子土木事務所と関係があるような紛らわしい言い方で電話があり、立ち合いの時間を約束させられる。
- 工事車両をご自宅前に停めるので、留守の時間を教えてほしいと尋ねる。
- 「無料で点検」 などと言って点検し、不良箇所を見つけて強引に修理を迫る。
- 断ると恐喝まがいの威圧的な態度に出て、強引に契約を迫る。

対策は…

「変だな!？」と感じたら、身分証明書の提示を求めたり、業者名、担当者名、連絡先をお控えの上、【お問い合わせ先】までお知らせください。

- ★ 横浜市の担当職員の名前が入った工事のお知らせをポストに入れておいてほしいと伝えましょう。
- ★ 横浜市へ確認するので、正式な工事名あるいは業務委託名称を伝えてほしいと伝えましょう。
- ★ 通常、横浜市で行う工事のお知らせは、事前に紙でお知らせいたします。基本お電話をすることはありません。
- ★ あまりにしつこく契約を迫ったりする場合は、警察に連絡すると伝えましょう。
- ★ 帰り際に“捨てぜりふ”を言われても動じないようにしましょう。
- ★ また、門柱や玄関に不審なシールや目印が貼られていないか確認し、撤去しましょう(※様々な悪徳商法の目印になっていることがあります)。

【お問い合わせ先】

横浜市磯子土木事務所

横浜市下水道河川局管路保全課

磯子警察署

電話 761-0081

電話 671-2830

電話 761-0110



2024.10

連絡先：磯子土木事務所 下水道・公園係
電話：761 0081
FAX：753 3267
E-mail: is-doboku@city.yokohama.lg.jp

掲示用

こちらの面を見えるように掲示をお願いします。

注意

水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない
水質検査や配管などの調査

浄水器などの
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば

水道局お客さまサービスセンター 045-847-6262

おかけ間違いのないようご注意ください



横浜市水道局



『横浜市水道局 不審者』で検索

横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、
24時間365日いつでも

水道局お客さま
サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel 045-847-6262

fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意ください



磯子区連合町内会長会資料
令和6年11月18日
磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局
(磯子区総務課)

令和6年11月吉日

自治会町内会長様

磯子区新年賀詞交換会実行委員会会長
須田 幸雄

令和7年 磯子区新年賀詞交換会の御案内

拝啓 深冷の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から磯子区の発展に多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年のスタートとして、磯子区新年賀詞交換会を次により開催いたします。
新春早々、御多用のこととは存じますが、ご来場を賜りたく、御案内申し上げます。

敬具

1 日時 令和7年1月7日(火)12時~13時30分(受付開始 11時30分)

2 会場 磯子スポーツセンター(磯子区杉田 5-32-25)
※会場へのアクセスは裏面をご覧ください。

3 会費 5,000円/人
なお、当実行委員会は適格請求書発行事業者ではありませんのでご了承ください。

4 申込について

(1) 申込方法

いずれかの方法により、**令和6年12月13日(金)まで**にお申し込みください。

① 磯子区役所での申込方法

同封の「申込書」に会費を添えて、磯子区役所総務課(6階 64番窓口)まで御持参ください。

② 郵便局での申込方法

同封の「払込取扱票」に必要事項を御記入のうえ、最寄りの郵便局から会費をお振込みください。(手数料は払込人負担となります。)

※記入要領を御確認の上、御記入をお願いします。

※当日は、受付にて「振替払込受領証」を御提示ください。

(2) 申込書や払込取扱票に記載いただいた内容について

御芳名、団体・役職名、参加区分については、当日お配りする次第に掲載します。

締切日以降の申込の場合、次第への掲載ができないこともありますので御了承ください。

裏面あり

磯子区役所での申込の場合の申込書です。(郵便局での申込の場合は不要)

令和7年 磯子区新年賀詞交換会申込書

令和7年磯子区新年賀詞交換会に、会費を添えて申し込みます。

フリガナ 御芳名	様
御住所	
電話番号	
団体名及び役職名 (一役職・20字以内)	
参加区分 (○をお付けください)	■地区 (根岸 滝頭 岡村 磯子 汐見台 屏風ヶ浦 杉田 上笹下 洋光台 区内その他 区外) ■議員 ■会社・法人 ■学校関係 ■官公署関係

※複数で申し込まれる場合は、この用紙には代表者の方のみご記入いただき、別途、「団体申込名簿用紙」をご提出ください。

令和7年 磯子区新年賀詞交換会 参加受付票

(この受付票にも御芳名を記入いただけますと幸いです。)

取扱者	区分

フリガナ
御芳名

様

団体名・役職名

※当日ご来場の際は、この受付票を受付にご提示ください。

領収書

様

¥

令和7年磯子区新年賀詞交換会会費として上記金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

磯子区新年賀詞交換会実行委員会 会長 須田 幸雄

「払込取扱票(郵便局での申込の場合に使用)」の記入要領

- ・必要事項を記入して、最寄りの郵便局で参加費(お一人5,000円)と手数料を添えてお申し込みください。
- ・複数人数分をまとめて申し込まれる場合は、別途、「団体申込名簿用紙」を磯子区役所総務課までFAXまたはご持参ください。

【御芳名・御住所・電話番号】

下欄の「ご依頼人」欄の住所・氏名・電話番号と同じ場合は、
「依頼人と同じ」としてください。

【団体及び役職名】

一役職・20文字以内でお願いします。

【参加区分】

次のうち該当する区分を記入してください。

- 1 地区名(例:根岸地区)
- 2 議員
- 3 会社・法人
- 4 学校関係
- 5 官公署関係

郵便番号・住所・氏名・電話番号を
記入してください。

【金額】

5,000円×人数分の金額を記入してください。

【振替払込受領証】

当日、受付にてご提示ください
(※コピーも可)

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00	口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。	00	00
002900	8714	002900	8714
磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局		磯子区新年賀詞交換会 実行委員会事務局	
令和7年磯子区新年賀詞交換会申込書			
御芳名..... 御住所..... 電話番号..... 団体及び役職名..... 参加区分()複数申し込みの場合は別紙用紙をFAXください		金額..... おなまえ..... ご依頼人.....様 (消費税込み) 日附印..... 料金 円..... 備考.....	
(ご連絡先電話番号.....) ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。		この受領証は、大切に保管してください。	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでお出しください。

団体申込名簿用紙

自治会町内会や企業等でまとめて申込をされる場合は、こちらの用紙にご記入の上、下記までFAXまたはご持参ください。

	御芳名	御住所	団体名及び役職名	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 「御芳名」と「団体及び役職名」については、当日配付する芳名録に掲載しますので正確に御記入ください。

【提出先】磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局（磯子区総務課）
FAX：045-750-2530 ご持参の場合：磯子区役所6階64番窓口

自治会町内会長様

地域振興課長

令和6年度磯子区自治会町内会長感謝会の開催について（ご案内）

日ごろから、磯子区政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、磯子区では、自治会町内会長として永年地域社会の振興に御尽力いただいている会長の御功績に対して永年在職者表彰をさせていただいております。

この度、永年在職者の皆様に感謝の気持ちをお伝えする場として令和6年度磯子区自治会町内会長感謝会（以下、「感謝会」）を開催いたします。

令和7年1月頃に各自治会町内会長様あてに、ご案内状をお送りいたしますので、御出席くださいますよう、お願い申し上げます。

1 永年在職者表彰受賞者について

受賞者につきましては、裏面「令和6年度自治会町内会長永年在職者表彰名簿」を御参照ください。

2 感謝会について

(1) 開催日時

令和7年2月28日（金） 開会 17:00（予定）

(2) 会場

株式会社 IHI 横浜事業所 ゲストハウス

住所：横浜市磯子区新中原町1

（JR新杉田駅より徒歩約5分／京浜急行杉田駅より徒歩約15分）

(3) 出席者

令和6年度永年在職者表彰受賞者、来賓、自治会町内会長

(4) 表彰について

感謝会において、市長表彰受賞者並びに区長表彰受賞者に表彰状と記念品の贈呈を行います。受賞者の皆様（裏面参照）には、地域振興課よりご連絡いたします。

地域振興課地域活動係 担当：保月・中谷

Tel 750-2391 Fax 750-2534

E-mail is-chishin@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

令和6年度 自治会町内会長永年在職者表彰名簿 ※敬称略

	在職年数	団体名	氏名
1	市長表彰 (15年)	洋光台三丁目町内会	南 昭治
2	市長表彰 (10年)	岡村西部第二自治会	阿部 恒夫
3		広町自治会	山口 茂美
4		汐風会自治会	関口 ヒロ子
5		屏風ヶ浦町内会	加藤 正則
6		杉田南部自治会	嶋田 丈巳
7		区長表彰 (5年)	西町町内会
8	根岸駅前ビル自治会		齊藤 博
9	滝頭上町町内会		宇座 徳光
10	泉谷自治会		伊東 之也
11	磯子浜東町内会		遠山 忠宏
12	第二磯子ハイツ自治会		成田 憲一
13	磯子住宅自治会		神谷 知晴
14	洋光台六丁目東自治会		竹山 嘉人

自治会町内会 会計相談

自治会町内会で会計処理をする上での、困りごと・悩みごとを、
税理士に相談して解決しませんか？

申込期間：令和6年11月18日（月）～令和7年2月28日（金）

対 象：磯子区内の自治会町内会・地区連合町内会 ※先着4団体

相談方法：対面・個別相談

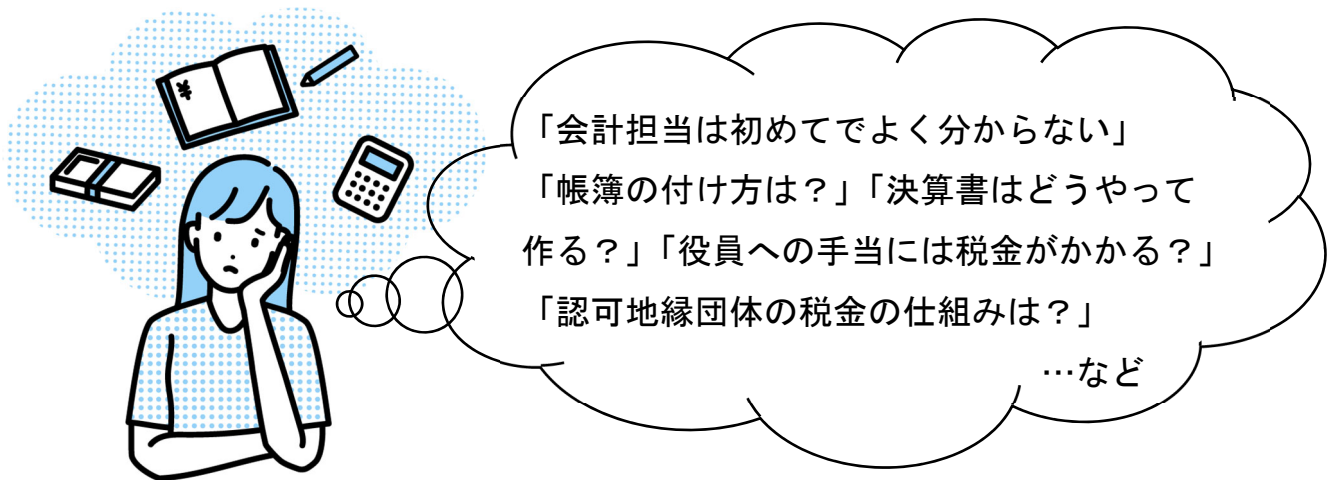
実施場所：区役所会議室または自治会町内会等の希望する場所（自治会館等）

実施日時：申込み後に日程調整のうえ決定

実施回数：1団体あたり1回（1回あたり2時間まで）

費 用：無料

申込方法：裏面の申込書をご記入の上、ご提出ください



自治会町内会の会計処理上の疑問に、税理士がお答えします。
普段抱えているお悩み、お気軽にご相談ください！



※自治会町内会を対象とした事業です。個人的な問題に対する相談はできません。

【問合せ先】 磯子区地域振興課地域活動係 保月・中谷

電話：750-2391 FAX：750-2534

E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

自治会町内会 会計相談 申込書

1 自治会町内会名 _____

2 お名前（連絡担当者名） _____

3 電話番号 _____

4 希望する実施時期

令和6年12月～令和7年3月31日までの期間で記載してください。

日程は申込受付後、税理士と調整の上決定します。

（例：○月上旬～中旬 など）

5 希望する実施場所

○をつけてください。自治会町内会館の場合、住所も記載してください。

_____ 区役所会議室 ・ _____ 自治会町内会館 _____

会館の場合→住所： _____

6 相談内容

上記の申込情報については、派遣する税理士に提供いたします。

申込書は、メール、FAX、郵送又は窓口の御持参にて、ご提出ください。

【申込期限】 令和7年2月14日（金）

【提出先】 磯子区地域振興課 地域活動係

電話：750-2391 FAX：750-2534

E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

地域防犯活動物品 LEDベスト（夜間パトロール用）の提供について
（お知らせ）

日頃から、地域防犯活動を実施していただき、感謝申し上げます。

磯子区では、地域防犯活動の支援策として、従来から、のぼり旗などの防犯活動物品を提供しておりますが、このたび、LEDベスト（夜間パトロール用）の提供を開始いたします。ご希望される場合はお申し出ください。

現在提供中の物品については、裏面に品目及び主な物品の写真を掲載しておりますので、参考にしてください。

1 提供開始物品

品目	写真	提供数の上限
LEDベスト （夜間パトロール用）	  <p data-bbox="651 1576 1182 1666">青色のLEDライトが点滅しますので、夜の パトロールに最適です。</p>	2枚

2 受取方法

磯子区役所地域振興課（6階61番窓口）にてお渡しします。

（在庫確認や準備のため、事前にご連絡をいただきますようご協力をお願いします。）

担当：磯子区地域振興課（防犯担当）

深野、山本

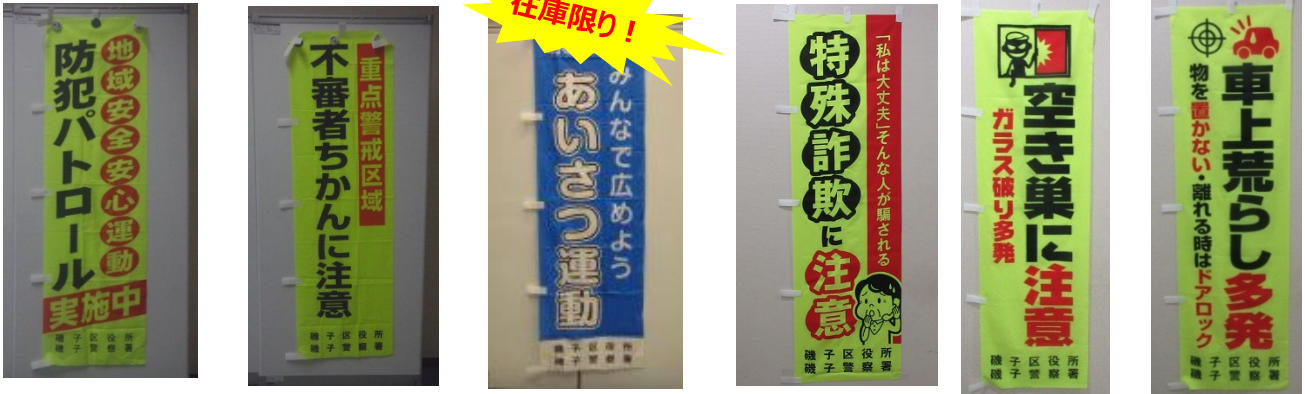
電話 750-2396 FAX 750-2534

○ その他提供中の物品

品目		提供数の上限
のぼり旗	「防犯パトロール実施中」	各 10 枚 (計 20 枚)
	「不審者ちかんに注意」	
	「あいさつ運動」(在庫限り)	
	「特殊詐欺に注意」	
	「空き巣に注意」(新)	
「車上荒らし多発」(新)		
のぼり旗用ポール ※部品(横棒、キャップ)のみも用意しています。		10 本
ピントエース (のぼり旗の巻き上がり防止器具)		10 個
腕章		10 枚
合図灯 (大・小)		10 本
ホイッスル		10 個
帽子		10 個
ベスト		10 枚
ステッカー		50 枚

※予算や在庫の都合上、より多くの団体のご要望にお応えするため、年度内の提供数に上限を設けさせていただいています。

【のぼり旗】



【ピントエース】



【腕章】



【合図灯 大・小】



【ホイッスル】



【帽子】



【ベスト】



【ステッカー】



学校施設活用型コミュニティハウスの開館時間等変更について

1 要旨

昨今の物価高騰及び人件費の上昇等の中、財政状況や利用状況等を鑑み、令和7年4月1日より、区内に6館ある学校施設活用型コミュニティハウスについて、地区センターの開館時間に合わせる形で、日曜日及び祝日の開館時間を午後5時までとする等の変更を行うことといたしました。

つきましては、開館時間等の変更についてご理解賜りますようお願いいたします。

2 対象施設

- ・ 浜小学校コミュニティハウス (横浜市磯子区磯子台 23-1)
- ・ 根岸中学校コミュニティハウス (横浜市磯子区西町 17-13)
- ・ 洋光台第三小学校コミュニティハウス (横浜市磯子区洋光台二丁目 4-1)
- ・ 洋光台第四小学校コミュニティハウス (横浜市磯子区洋光台六丁目 6-1)
- ・ 浜中学校コミュニティハウス (横浜市磯子区杉田三丁目 30-11)
- ・ 岡村中学校コミュニティハウス (横浜市磯子区岡村一丁目 14-1)

3 変更内容 (全6館共通)

	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
開館時間	月・水・木・土・日・祝日：午前9時～午後9時	月・水・木・土：午前9時～午後9時 日・祝日：午前9時～ <u>午後5時</u>
休館日	火・金 年末年始 (12月29日～1月3日)	火・金 年末年始 (12月 <u>28日</u> ～1月 <u>4日</u>)

4 その他

ウェブページの掲載、施設での掲示等により、利用者の皆様への周知を図ります。

連絡先

磯子区地域振興課 区民活動支援担当 深野、前原

電話：750-2393 FAX：750-2534

E-mail: is-shisetsu@city.yokohama.lg.jp

磯子区連合町内会長会にご所属の町内会/自治会 様

<B.LEAGUE 横浜ビー・コルセアーズ> 磯子区連合町内会長会様向けご案内について

平素よりお世話になっております。

我々、横浜ビー・コルセアーズでは、活動強化エリアである磯子区の各団体様との連携を図るべく、情報案内のメール配信を実施させていただくことになりました。

つきましては、各町内会、自治会、商店街の団体ご担当者様向けにメールでの情報を配信いたしたく、下記 QR コードからメール配信のご登録についてご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◆ 対 象 : 磯子区連合町内会長会に所属されている町内会・自治会、商店街様

◆ 配 信 方 法 : 横浜ビー・コルセアーズより、Eメールにて配信いたします。

※ hometown@b-corsairs.com のアドレスからお送りします。

(ご案内予定の内容) ① 各団体様向けのホームゲーム優待

② 招待案内やノベルティ配布

③ イベント参加協力のお知らせ

④ 掲示物設置ご協力をお願い

ほか

◆ご登録対象者様:各団体の代表者様か窓口担当者様

※大変恐縮に存じますが、各団体様につき最大2名まででお願いいたします。

◆ご登録方法:右のQRコードから、必要事項をご入力ください。

◆ご登録締切:令和6年12月31日(火)

◇お問合せ:ご登録前のご質問・ご確認事項がございましたら、同じく右のQRコードから「お問い合わせはこちら」を選択し、お問い合わせください。



どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◆ご参考

<横浜ビー・コルセアーズについて>公式 HP:<https://b-corsairs.com/>

<B.LEAGUE について>公式 HP:<https://www.bleague.jp/>

<B.LEAGUE PREMIER について>公式 HP:<https://www.bleague.jp/new-bleague/>

横浜ビー・コルセアーズ
ホームタウン事業部長 西田

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(火)から1月3日(金)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

- 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。
- ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。
(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)
- 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
- 分別されていないものは収集できません。



横浜市資源循環局マスコットイーオ

収集日程をお確かめの上、ルールを守ってお出してください。		燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池	プラスチック製容器包装 またはプラスチック資源	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類
12月	28日(土)	通常の曜日どおり収集します		
	29日(日)	収集はお休みです		
	30日(月)	通常の曜日どおり収集します		
1月	31日(火)	収集はお休みです		
	1日(水)			
	2日(木)			
	3日(金)			
	4日(土)	通常の曜日どおり収集します		
	5日(日)	収集はお休みです		
	6日(月)	通常の曜日どおり収集します		

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(火)から1月3日(金)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。

← 粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までに申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。



スイッチ ON 磯子

民児協いそご

発行：
磯子区民生委員
児童委員協議会

第50号
令和6年11月18日

発行
50号

区長ご挨拶



今年4月に磯子区長に着任しました高橋功です。
「民児協いそご第50号」の刊行おめでとうございます。第50号という節目にご挨拶させていただけることを大変うれしく思います。

民生委員・児童委員の皆様におかれましては、日頃から身近な地域での支えあい活動など、地域保健福祉の担い手としてご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

磯子区では、子どもからご年配の方まで様々な世代が安心して暮らせるように、「地域の皆さまとともにつくる 次世代を育む笑顔あふれるまち・いそご」を基本目標として区政運営を進めています。

2027年には、磯子区制100周年を迎えるとともに、「GREEN×EXPO 2027」が開催されます。記念すべき年を皆さまと笑顔で迎えるため、地域と一体となって取り組んでまいります。皆さまのますますのお力添えをお願い申し上げます。

磯子区長 高橋 功

全体一泊研修

まだまだ暑さが残る9月8日・9日と、令和6年度の全体研修に参加しました。現地での天気を心配しながらのバス2台での出発でした。高速道路を長野にひたすら進める中で、3本の動画を視聴しました。それぞれ勉強にはなりましたが、3本目のドラマでは、母親からの心理的虐待を受けている女子高校生が、アルバイトをしたコンビニエンスストアで様々な人々の優しさにふれて価値観に気づくというお話でしたが、周りの方と意見を言いながら楽しく見る事ができました。

1日目は旧軽井沢で時間を過ごし、宿泊地である戸倉上山田温泉に向かいました。夜は他の地区の方々との親睦を兼ねた夕食会でしたが、今までにないぐらい楽しい時を過ごすことができました。

2日目はいよいよ長野県赤十字社長野県支部の見学です。到着後赤十字社の説明と歴史資料館の見学の2グループに別れました。赤十字社の説明では、職員数が少なくボランティアに支えられている事や、赤十字社の9つの事業があるが、「赤い羽根」は含まれていないという事実は少しの驚きがありました。歴史資料館では、赤十字の歴史を語るうえでの貴重な資料が多く展示されているとともに、その旧支部の建物を出来るだけ残して守っている事に感動しました。

心配した雨に降られることもなく帰りのバスで最後の動画を視聴し帰途につきました。

【杉田地区：中島 裕見子】



◆研修の一幕



◆赤十字長野県支部前にて



◆宿泊施設前にて

もくじ

区長ご挨拶／全体一泊研修	1
民生委員・児童委員の喜怒哀楽	2
赤い羽根共同募金／磯子まつり／事務局新メンバーご挨拶／編集後記	4

民生委員・児童委員の喜怒哀楽

民生委員・児童委員にアンケートを行ったら「喜び」と「楽しみ」にあふれていました。



喜・楽

- **楽しそう**に家族や趣味のお話しをしてくださる
- 自分が **誰かの役に立ったと実感**できる瞬間
 - 訪問回数を重ねることに、**笑顔でお話し**くださるようになり、**あなたが担当で良かった**と言っていた
- 月一回の訪問でも「**いつも気にかけてくれてありがとう**」と言われた
- 訪問すると「**待ってたよ**」と笑顔で言われた
- **子ども達のキラッキラの笑顔**に出会える
 - **訪問を楽しみ**にしてくださっている様子が見える
 - 訪問の際、いつもこやかに接していただき**感謝の言葉**を頂ける
 - 大したことをしていないが、「**おかげで助かった**」と言われ、喜ばれた
 - コロナ禍で毎日テレビばかり見ている、寂しくお話しができて**嬉しい**と言われた
 - **もっと**地域の活動に**参加したい**
 - 子ども達が**元気に走り回っている姿**に喜びを感じる
 - 子ども達の元気な声とか笑顔に**心が温かい**気持ちになる
 - イベントに参加される方々が**楽しそうに過ごされている姿**
 - 地域イベントに参加してくれた人が喜んでくれたり、**新しくお友達**ができたりするのを見て、こちらも楽しくなる



- 日常の場で、活動していて出会った保護者や子ども達に **声をかけてもらえる**
- 色々な思い出話などをお聞きしているうちに、「**もう少し、元気でいよう**」と笑顔で話された
- 子育てサロン等で乳幼児・保護者の **和やかな姿を見かけた**
- 以前よりも **顔色が良くなったり、歩いている姿を見かけた**
- 集会で皆さんと **とても楽しそうにしている姿**を見かけた
- **毎月笑顔に出会える**
 - 子ども達と**友達になれた**
 - **訪問を待って**いてくれた
 - 見守り先で**心強い**と言われた
 - 訪問が少し遅れただけで、**こちらを心配した言葉**をくださる
 - 経験豊かな方々から、**色々なお話しをお聞き**できる
 - 訪問できないとき、お手紙に**丁寧なご返事**をいただけた
 - 必要な情報を伝えることができ、**喜んでいただけた**
- コロナ禍で中止していたイベントが開催され、仲間とともに**初めて活動**できた
- 民生委員にならなければ **知り合えなかった方々**とお話しができる
- 街で偶然お会いし、**挨拶**を交わしたり、歩きながらお話しするとき
- 他の民生委員との雰囲気良く、**楽しく活動出来ている**
- イベントに来てくれる方が喜んでいただける内容を**企画**できる
 - 個性豊かな **子ども達のチャレンジする姿**を見られる
- **同じ志を持った仲間**を得られた



怒・哀

- 担当している方が、急な入院や逝去により、お会いできなくなった
- 民生委員への認識が低い
- 民生委員の役割や仕事への誤解もあり、心無いことを言われた
- 何回か尋ねたが留守だったので心配していたが、後日入院と分かり安心したが連絡をいただけない

- 守秘義務を課せられているが、個人情報なのでと情報をいただけない
- 配付物を届けに行ったとき、家族の方に何かのセールスと思われた
- 緊急連絡してもなかなか連絡がつかず、なかなか対応していただけない
- 不満等、やるせない話を聞いていると、辛くなる
- 顔を合わせる機会が少ないので、なかなか信頼関係ができないのが、残念
- 気にかけていた方が入所され、もう少し何かできなかったかと悔やまれることがあった
- 家族が、訪問を快く思っていなかった

磯子まつり

9月29日に磯子まつりが開催されました

当日は、真剣な眼差しで作製に没頭することも達や大きな声でゲームを楽しむことも達など約500人の子ども達にご参加いただき、会場は大変な賑わいとなりました。

また、横浜市子ども虐待防止のキャラクター「キャッピー」が区役所1階ホールに登場した際には、たくさんの親子が大喜びし、記念撮影や握手をしていました。



◆イベントの一幕



◆キャッピーと記念撮影

赤い羽根共同募金

10月1日磯子区内では、民生委員児童委員が一同に赤い羽根共同募金活動を行い、磯子地区と屏風ヶ浦第1地区は共同で磯子駅改札前で行いました

磯子区長、共同募金会磯子区支会長、磯子区社会福祉協議会会長、磯子福祉保健センター長が激励に来てくださる中、募金箱に入れて足早に改札口を通る方々、赤い羽根を付けてもらい勲章を貰ったように胸を張って歩いて帰る男の子の姿を見て微笑ましく思いました。

皆さんからの尊い募金が有効に活用される事になれば良いと思いました。

【屏風ヶ浦第一地区 村上 千鳥】



◆磯子地区



◆屏風ヶ浦第一地区

ご挨拶

新しいメンバーが加わりました



磯子福祉保健センター長 近藤 健彦

本年4月に磯子福祉保健センター長に着任しました近藤健彦と申します。

日頃から民生委員・児童委員の皆さまには、一人暮らし高齢者への見守り活動、子ども・子育て支援など地域福祉の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

着任後、ちょうど半年が過ぎたところですが、市内でも有数の歴史を誇る磯子区の人々の心の温かさを日々感じております。

地域で最も身近な相談役としてご活躍されている皆さまと連携しながら、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」の基本理念である「誰もが 幸せに暮らせるまちを みんなでめざす」の実現に向けて取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。



磯子区福祉保健課運営企画係長 保坂 貴久

令和6年4月から事務局を担当させて頂くこととなりました保坂貴久と申します。民生委員・児童委員の皆さまには、見守り活動や日常支援等の福祉活動に継続して取り組んでいただきまして、本当にありがとうございます。

今回、事務局として皆様と一緒に働く機会をいただきました。民生委員・児童委員の皆様と直接一緒に仕事をさせていただくのは初めての経験となりますが、皆様がより活動しやすくなるように、皆様と一緒に努めてまいります。どうぞよろしくお願い致します。



磯子区社協事務局長 小清水 経仁

4月に着任いたしました小清水と申します。民生委員・児童委員の皆様には、地域での福祉活動へのご尽力及び区社協事業へのご協力をいただき、誠にありがとうございます。

磯子区の地域でも福祉ニーズが多様化・複雑化しておりますが、このような状況においても、援助を必要とする人が自立した日常生活を営むことができるよう、皆様とともに人と人とのつながりが実感できる「地域共生社会」の実現を目指して参りたいと思います。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

編集後記

私たちは人との繋がりによって喜びと楽しさを沢山もらっているのだと改めて感じました。 【根岸地区 長田みどり】

ひとの喜びと楽しみを願い及ばずながら努めていきたい。

【滝頭地区 堀部 孝治】

広報委員会名簿

- 根岸地区 長田 みどり
- 滝頭地区 堀部 孝治
- 岡村地区 田辺 美代子
- 磯子地区 柳澤 浩子
- 汐見台地区 高木 美枝子
- 顧問：屋代 昭治 溝口 早苗 内藤 満
- 屏風ヶ浦 第一地区 村上 千鳥
- 屏風ヶ浦 第二地区 大山 亮一
- 杉田地区 中島 裕見子
- 上笹下地区 北見 一彦
- 洋光台地区 小川 恵美

デジタルで

自治会町内会の課題解決をサポート アドバイザー派遣のご案内

今後の自治会運営に
不安や心配ごとはありますか？

若者が参加するような
仕組みづくりは
どうすればいい？

役員のなり手不足に
取り組んでいる
事例を聞きたい

イベントの参加募集を
もっと手軽にできる
方法を知りたい



高齢者の見守りといった
課題にもデジタル化は役立つの？

地域活動のデジタル化に、何から取り組めばいいかわからない。そんな場合でも、地域の課題やこれからやりたいことを、お伝えください。たくさんの事例と知識をもったアドバイザーが、初めの一歩からサポートします。

～概要～

(1) 申込み対象

自治会町内会・地区連合町内会・自治会町内会に所属する団体(子ども会・老人会など)

(2) 開催日程・場所

ご希望の日程・場所で実施可能(夜間、土日祝も可)

(3) 開催回数・時間

1回あたり2時間まで、複数回申込み可

～申込・問合せ先～

窓口、郵送又はメールで申込書をご提出ください。

地域振興課地域活動係 保月・中谷

電話:750-2391 メール:is-chishin@city.yokohama.jp

募集期間
令和7年1月17日
(金)まで

詳細はこちら→





高額な料金の請求も!? 分電盤の無料点検に注意!



「分電盤の無料点検をする」と突然訪ねてきた事業者に点検を依頼した。「火災の恐れがあり交換が必要!」と言われ、慌てて15万円の工事を契約してしまった。

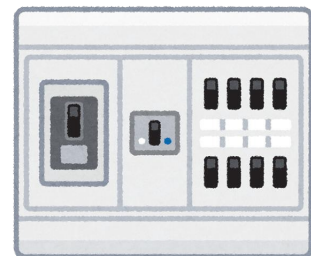
(相談者:80歳代 女性)

「自治会の委託で分電盤の点検に来た」と点検は義務だと思わせたり、「交換せずに発生した火災には保険がおりない」などと不安をあおって契約をせかす場合もあります。契約を勧められてもその場ですぐに契約せず、点検や機器交換が必要か不安な時は、契約先の電力会社等に相談しましょう。



トラブル防止のポイント

- 突然の訪問点検には安易に応じない!
- 身分証の事業者名などを確認する!
- 複数社から見積りを取り、検討する!



令和6年 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

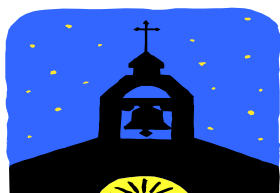
12月11日(水)～12月20日(金)

スローガン

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

重点

1. 歩行者の安全の確保
2. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
3. 二輪車の安全利用促進



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

◇◇ 令和6年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交 通 事 故						
	発 生 件 数	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	負 傷 者	昨 年 同 期 比	
横 浜 市	鶴見区	364	-48	4	3	410	-63
	神奈川区	240	31	0	-2	283	36
	西区	177	18	1	0	202	26
	中区	349	26	5	4	399	18
	南区	235	-15	2	1	267	-1
	港南区	267	-67	0	-2	315	-93
	保土ヶ谷区	254	38	1	-3	282	31
	旭区	358	60	4	3	405	72
	磯子区	145	-51	0	-3	162	-68
	金沢区	262	-106	2	-1	299	-136
	港北区	371	-49	0	0	425	-70
	緑区	304	30	1	0	333	27
	青葉区	353	-14	1	1	418	-14
	都筑区	262	-12	0	0	311	-4
	戸塚区	338	-18	1	0	381	-33
	栄区	71	-41	1	1	81	-56
泉区	209	13	0	0	242	23	
瀬谷区	177	-17	0	-2	213	-22	
計	4,736	-222	23	0	5,428	-327	

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者等への交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 交通情報板等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーン等の開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。

教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。
- 4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようお互いに声をかけ、注意し合ひましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課

電話 045(671)2323

令和6年 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

期間

12月1日～12月31日の1か月間

スローガン

飲酒運転は 絶対にしない させない
許さない そして見逃さない

STOP! 飲酒運転



重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶と
ハンドルキーパー運動の推奨

◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金
車両の提供	酒 酔 い	5年以下 100万円以下
	酒 気 帯 び	3年以下 50万円以下
酒類の提供	酒 酔 い	3年以下 50万円以下
	酒 気 帯 び	2年以下 30万円以下
同 乗 者	酒 酔 い	3年以下 50万円以下
	酒 気 帯 び	2年以下 30万円以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全事故件数	8,398	7,398	7,883	7,492	7,703
死 者 数	50	48	36	21	40
死 亡 率	0.6	0.6	0.5	0.3	0.5
うち飲酒運転による事故件数 ※	36	38	39	40	39
死 者 数	0	0	1	1	2
死 亡 率	0.0	0.0	2.6	2.5	5.1

※飲酒運転者が第一当事者となった事故件数

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や、飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- 2 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。
- 3 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- 2 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- 1 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- 4 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- 5 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課

電話045(671)2323